

熊本県最低賃金

働く人も、雇う人も。必ず確認、最低賃金！

令和8年1月1日から

時間額

1,034 円



倉岳神社（天草市）

写真提供：熊本県観光連盟

熊本県特定（産業別）最低賃金

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

令和8年1月1日から

時間額 **1,063** 円

自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業

令和8年1月1日から

時間額 **1,074** 円

百貨店、総合スーパー

※最低賃金法第6条第1項により

令和8年1月1日から

熊本県最低賃金

時間額 **1,034** 円
が適用されます。

最低賃金に関するお問い合わせは

熊本労働局労働基準部賃金室 TEL 096-355-3202

または

最寄りの労働基準監督署（熊本・八代・玉名・人吉・天草・菊池）へ

中小企業事業者向け 業務改善助成金

最低賃金引上げ・生産性向上を支援します！

ぜひご活用ください。

業務改善助成金コールセンター TEL 0120-366-440

熊本労働局ホームページ

熊本労働局 検索

「熊本県の最低賃金」のページでは、熊本県の最低賃金に関する各種情報をご覧いただけます。



熊本働き方改革推進支援センター

賃金引上げ等、中小企業事業主の方からの労務管理上の相談に応じるワンストップ無料相談窓口です。

TEL 0120-041-124



熊本県の最低賃金



必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

最低賃金制度のマスコット
チェックマン

熊本県内で事業を営む使用者は、この最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている最低賃金が適用されます。地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の両方が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

熊本県地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(時間額)	効力発生日	適用範囲
熊本県最低賃金	1,034 円	令和8年1月1日	熊本県内のすべての労働者に適用されます。

熊本県特定(産業別)最低賃金

産業	最低賃金額(時間額)	効力発生日	適用除外等
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,063 円	令和8年1月1日	次に掲げる者を除きます。 ○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの(※) ○清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ○「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」については、上記の他に、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う巻線、組線、かしめ、洗浄、取付け、はんだ付け、バリ取り、選別、検査、包装、袋詰め、箱詰め又はこん包の業務(これらの業務のうち流れ作業で行う業務を除く。)に主として従事する者
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業	1,074 円	令和8年1月1日	
百貨店、総合スーパー	(改正なし 855円) * 最低賃金法第6条第1項により、令和8年1月1日からは 1,034 円 が適用されます。	(令和4年12月15日) 令和8年1月1日	(※) 外国人技能実習生は、この「技能習得中のもの」には該当しないため、特定(産業別)最低賃金適用の対象になります。

注1 最低賃金は、常用・臨時・パート・学生アルバイトなどすべての労働者に適用されます。

注2 最低賃金には次の賃金は含まれません。

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③時間外割増賃金など
- ④休日割増賃金など
- ⑤深夜割増賃金など
- ⑥精勤手当、通勤手当および家族手当

注3 特定(産業別)最低賃金の産業の名称は、日本標準産業分類によるものです。